

## 第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。 (棄却)

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和7年11月25日

### 3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

### 4 要件審査

監査委員は、令和7年12月8日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項の決定

令和7年4月23日に、同年4月30日の大阪・関西万博の会場視察に係る出張（以下「本件出張」といいます。）の旅費として特定職員1名（以下「本件職員」といいます。）に支出された前渡金のうち、精算により戻入されなかった金額について、横浜市の財産の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項としました。

なお、本件住民監査請求は、職員措置請求書に基づき要件を審査して監査対象事項を決定しており、また、請求書の提出から60日以内に監査を実施するという制度上の制約から、追加証拠書類等で新たに示された内容（副市長及び副市長随行職員の出張に関すること及び監査対象局職員の出退勤の管理方法等）は監査対象事項に含めていません。

## 2 監査対象局

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局を監査対象局としました。

## 3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 7 年 12 月 19 日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和 7 年 12 月 24 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和 7 年 12 月 19 日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、令和 7 年 12 月 24 日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

## 第 4 監査の結果

### 1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙 3 のとおりです。

### 2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

#### (1) 横浜市における出張旅費の支給に関する定めについて

横浜市職員の旅費に関しては、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号。以下「旅費条例」といいます。）第 1 条の規定により、公務のための旅行には旅費を支給するとされています。そして、内国旅行における鉄道賃は、旅費条例第 6 条の規定により、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金により計算することとされています。

#### 横浜市旅費条例（抜粋）

第 1 条 本市職員その他の者で、公務のため旅行するときは、別に定めるものほか、この条例の定めるところにより、旅費を支給する。

第 6 条 鉄道賃は、次の各号に従い、旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金によりこれを計算する。

また、職員の旅費の支給に関しては、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成 12 年 10 月横浜市達第 22 号。以下「旅費支給規程」といいます。）があり、職員は、出張を必要とするときは、出張に係る決裁を受けなければならないこと（第 2 条）、出張中、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張の内容を変更した場合に決裁を受けなければならないこと（第 3 条）、旅費の請求方法（第 4 条）、出張命令取消等の場合における旅費の取扱い（第 5 条）などが定められています。

#### 横浜市職員出張及び旅費支給規程（抜粋）

##### （出張の手続）

第 2 条 職員は、出張を必要とするときは、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる命令書、命令簿又は出張を命ずる決裁文書（以下「命令書等」という。）に出張先、出張する具体的な理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。

##### （出張の変更）

第 3 条 職員は、出張中、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、前条第 1 項の規定により決裁を受けた命令書等の内容を変更した場合は、当該命令を取り消し、新たに命令書等に出張先、出張する具体的な理由又は出張用件、出張帰着月日等を記入して、決裁を受けなければならない。

##### （旅費の請求）

第 4 条 出張に係る旅費の支給を受けようとする職員は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

##### （出張命令取消等の場合における旅費）

第 5 条 出張に係る旅費の支給を受けることができる職員が、当該出張前又は出張中に、当該出張の命令を取り消され、第 3 条の規定により出張命令書等の内容を変更し又は死亡した場合において、当該出張のために支出すべき金額があるときは、当該金額のうち次に掲げるものを旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続を執ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該出張について横浜市旅費条例（昭和 23 年 10 月横浜市条例第 73 号。以下「条例」という。）又は横浜市外国旅行の旅費に関する規則（昭和 35 年 5 月横浜市規則第 32 号。以下「規則」という。）の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 鉄道、船舶、航空機その他の交通手段又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用の予約を行った後に、当該予約の変更又は取消しを行った場合に当該予約の相手方に対して支払うこととされている当該予約の変更又は取消しに要する費用で、当該予約の変更又は取消しを行ったことにより請求されたもの
- (3) 外国出張に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するために支払った金額で、当該外国出張について規則の規定により支給を受けることができた外貨交換手数料の範囲内の額

このほか、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）により、出張に係る旅費を資金前渡することができること（施行令第 161 条第 1 項第 4 号）及び概算払することができること（施行令第 162 条第 1 号）が定められています。そして、横浜市会計規則（令和 6 年 3 月横浜市規則第 26 号。以下「会計規則」といいます。）第 47 条第 2 項には、旅費及び費用弁償の精算手続については、別に定める旨が定められており、横浜市会計室が発行している「横浜市会計事務要領」（令和 7 年 4 月 1 日版）に、精算手続に係る必要書類等が示されています。また、会計規則第 50 条には、概算払の精算について定められています。

地方自治法施行令（抜粋）  
(資金前渡)

第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(4) 給与その他の給付

第 162 条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 旅費

横浜市会計規則（抜粋）  
(前渡金の精算)

第 47 条

2 前項の規定にかかわらず、旅費及び費用弁償の精算手続については、別に定める。

(概算払の精算)

第 50 条 概算払を受けた者は、用件を終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、領収書等を添え、精算に係る報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、精算書を作成しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、概算払による旅費（費用弁償を除く。）の精算手続については、別に定める。

なお、これらの旅費に関する法令等を総合的に取りまとめ、事務上の取扱いを示したマニュアルとして、横浜市総務局人事部労務課が発行している「旅費取扱いの手引き」（令和 7 年 3 月改訂版。以下「旅費手引き」といいます。）及び「旅費支給事務の手引き」（令和 7 年 4 月）があります。

(2) 本件出張に係る決裁等について

監査対象局では、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、会場運営や輸送、暑熱対策の検討等のため、大阪府大阪市で開催されていた大阪・関西万博へ会場視察のための出張を

計画し、本件職員が出張する予定となっていましたが、出張は取りやめこととなりました。

#### ア 出張命令

本件職員が行う予定であった本件出張については、令和7年4月30日の6時15分から19時15分までを出張期間とする出張命令が、副市長により決裁されていることが認められます。監査対象局からの聞き取りによると、この決裁は令和7年4月23日に行われたとのことです。

#### イ 執行伺

本件職員が行う予定であった本件出張については、急行券及び乗車券を購入するための起案（執行伺）が、令和7年4月23日に課長決裁として起案され、令和7年4月23日に決裁されていることが認められます。所管課によると、本件出張に係る旅費については、本人からの申し出により資金前渡することとしたとのことであり、この執行伺においては、本件職員の旅費及び乗車券の購入分の金額として33,440円、全体としては別の職員1人の旅費と合わせて74,920円が計上されています。

旅費の項目、内訳等を資料からまとめると、次のとおりです。

旅費	金額	経路・交通機関	運賃	急行料金
交通費	30,440	桜木町～新横浜～新大阪	8,580	6,210
		新大阪～本町～夢洲	430	0
		夢洲～本町～新大阪	430	0
		新大阪～新横浜～桜木町	8,580	6,210
日当	3,000			
合計	33,440			

#### ウ 支出命令

執行伺を受けた支出命令が、令和7年4月23日に課長決裁として起案され、令和7年4月23日に決裁されていることが認められます。この支出命令では、執行伺により決定された74,920円と同額が、令和7年4月25日に、前渡金管理者である、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課長に支払われていることが添付資料から認められます。

#### エ 精算

支出命令の精算の起案は、令和7年5月19日に課長決裁として起案され、令和7

年6月6日に決裁されています。この起案において、出張予定者が出張を急きょ取りやめることとなつた旨、乗車券及び特急券は払戻しが不可であることから日当及び現地での鉄道賃を戻入する旨が記載されており、別の職員1人の旅費と合わせて、精算額71,060円、返戻額3,860円とされています。また、この3,860円については前渡金管理者により納付されたことが添付資料から認められます。

この精算のうち、先の本件職員に係る旅費について返戻された金額は次の表の網掛けの部分のとおりです。その他の旅費として支給された金額29,580円については、精算されたことが認められます。

旅費	金額		経路・交通機関	運賃	急行料金
交通費	30,440	内訳	桜木町～新横浜～新大阪	8,580	6,210
			新大阪～本町～夢洲	430	0
			夢洲～本町～新大阪	430	0
			新大阪～新横浜～桜木町	8,580	6,210
日当	3,000				
合計	33,440				

会計規則第47条第1項及び同条第1項第4号によると、前渡金管理者は、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に、精算書を作成し、市長に提出しなければならないとされているところ、起案では、「当該金額については、14日を過ぎて返還が行われたため、本日精算を行います。」とされています。なお、横浜市会計事務要領によると「旅費の資金前渡に係る精算は、前渡金管理者が当該旅費の受領者(出張者)から旅費請求書(兼領収書)に領収印を徴し、保管することをもってこれに代えるものとします。」とされており、精算の起案には、4月25日に領収印が押されている旅費請求書兼領収書が添付されていることが認められます。

横浜市会計規則(抜粋)  
(前渡金の精算)

第47条 前渡金管理者は、精算書を作成し、次に掲げるところにより領収書又は支払を証する書類及び第40条第1項の規定に準ずる書類(以下「領収書等」という。)を添え、市長に提出しなければならない。ただし、第43条第1項第2号に掲げる経費については領収書等の添付を省略することができ、及び横浜市欧州事務所、横浜市アジア事務所又は横浜市米州事務所(以下「欧州事務所等」という。)の前渡金管理者に支出した令第161条第1項第1号に掲げる経費(以下「欧州事務所等に係る経費」という。)については欧州事務所等の前渡金管理者が領収書等を保管し、かつ、支払を説明する書類を添付することにより領収書等の添付に代えることができる。

(4) 前3号の経費以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して14日以内に提出すること。

また、会計規則第50条によると、概算払を受けた者は、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に、領収書等を添え、精算に係る報告書を市長に提出しなければならないとされていますが、本件職員による概算払金の精算に係る報告書は、作成されていませんでした。

(3) 本件出張命令の決定から精算までの期間における本件職員の状況について  
監査対象局からの聞き取りによると、本件出張命令の決定から精算までの期間における本件職員の状況については、次のとおりです。

本件職員は、4月23日に、本件出張の出張命令を受けたとのことです。

本件職員は、4月25日、前渡金管理者から旅費33,440円を受領し、同日にそのうち29,580円を用いて、往復乗車券(17,160円)1枚及び特急券(6,210円)2枚(以下「本件乗車券等」といいます。)を購入し、以降、本件乗車券等は本件職員が管理していたとのことです。

そして、本件職員は、本件出張前日である4月29日に体調不良となり、その後、4月30日に急きょ、私傷病により入院したとのことです。

本件職員の所属職場は、4月30日の朝に、本件職員の親族から、本件職員が体調不良であり出張に行けない旨の連絡を受け、同日に出張の取消に係る手続を行い、同日に決裁を受けたとのことです。その後、本件職員の状況の確認を随時行っていたものの、本件職員自身が対応困難な様子なども踏まえ、当該旅費33,440円についての返金に係る対応等の連絡を行ったのは、5月14日だったとのことです。このとき、乗車券等については鉄道会社の制度上、払戻期限を過ぎていることが明らかであったため、未使用の券の送付を求め、5月16日に、乗車券等の未使用の券を本件職員の親族から受領したとのことです。

(4) 本件出張に係る旅費の払戻し等の扱いについて

旅費条例第1条によると、公務のため旅行するときは旅費を支給するとされています。本件出張については、上記2(3)のとおり出張を行わなかったため、旅費条例第1条には当たりませんが、このような場合の旅費の支給について、旅費支給規程第5条に出張命令取消等の場合における旅費の定めがあります。

旅費支給規程第5条について、本件出張に関連する部分として、鉄道等を予約するた

め支払った金額で、所要の払戻手続を執ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額及び鉄道等の予約を行つた後に、当該予約の変更又は取消を行つた場合に当該予約の相手方に対して支払うこととされている当該予約の変更又は取消に要する費用で、当該予約の変更又は取消を行つたことにより請求されたもの（以下「キャンセル料等」といいます。）については、旅費として支給することができると定められていることが認められます。

このキャンセル料等について、払戻手続を行わなかつた場合や、変更又は取消ができなかつた場合については明文の定めがありません。そこで、制度所管部署である総務局労務課に確認したところ、鉄道等の予約について払戻しの手続を行えないケースは想定していないものの、出張命令の変更等を受けた職員が当該出張のために支出した損失額等（払戻手続を行えなかつた事由や、それにより払戻しを受け得なかつた部分の金額）について、それらを証明する書類等から出張に関する決裁権者が判断し認めるのであれば、キャンセル料等として旅費支給することができるとのことでした。

また、監査対象局に本件出張に係る旅費の扱いについて確認したところ、上記2(2)エで確認した 29,580 円の精算にあたって、キャンセル料等の扱いを踏まえ、本件乗車券等の払戻期限である 4 月 30 日及び 5 月 7 日を含む期間に本件職員が入院中であったことから、払戻手続を行えなかつたことはやむを得ない事情であると考え、予約のために使用した額を旅費支給規程第 5 条第 1 号の趣旨を踏まえて支給したことです。

### 3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

#### (1) 本件出張に係る出張命令、執行伺及び支出命令の手続について

一般に、職員に旅費を支給するにあたっては、事前に旅費の支給を受ける場合と、事後に旅費の支給を受ける場合があります。前者については、旅費は、その性質上、支出の根拠となる債権金額が出張の完了を待たなければ確定しないところから、概算払の方法によるものと解されます。後者については、出張完了後であるため確定した金額の支払となります。また、旅費の支給の方法としては、直接職員本人の口座へ振り込むことや、前渡金管理者が旅費を請求し、前渡金管理者に交付された旅費を、職員へ現金で支給することが考えられるところ、旅費支給事務の手引きによると、「原則として旅費を資金前渡せず、直接職員本人の口座へ振り込むことになります。」とされています。

本件出張については、上記2(2)及び(3)で確認したとおり、旅費の支給を事前に現金で行ったものと認められます。以下、これを前提に各手続について判断します。

#### ア 出張命令

本件出張に係る出張命令について、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月横浜市達第29号）に定められる決裁権者により決裁されており、適正に行われていることが認められます。

#### イ 執行伺

本件出張に係る執行伺では、本件旅費について資金前渡する意思決定がなされています。

旅費は、施行令第161条第1項第4号に定められているとおり資金前渡することができ、また、施行令第162条第1項第1号に定められているとおり概算払することができます。一般に、地方公共団体の支出は、原則として、債務金額が確定し、支払期限が到来しており、支出の相手方が正当債権者である場合に行うこととされているところ、これに対する特例として、資金前渡、概算払などの支出方法が定められていると解されます。また、横浜市会計事務要領では、資金前渡は、その必要があると認めるときに限り行うことができるものであるとされています。

一方、本件出張に係る執行伺は、支出負担行為額が74,920円であるため横浜市事務決裁規程に定められる決裁権者は部長であるところ、課長により決裁されており、事務手続の誤りが認められます。

#### 横浜市事務決裁規程（抜粋）

##### （市長の決裁事項等）

第3条 市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、第2条第1項第6号に定める室長の専決事項については、その室の所掌する事務のうち、各局において別途定めるものに限ることとする。

##### 別表第1（抜粋）

###### 5 予算の編成及び執行に係る事項

部長専決事項	課長専決事項
(12) 1件400,000円未満(区役所における支出であって、予算再配当の際に局長の専決を受けた場合にあっては、40,000円以上)の諸費用の支出に関すること。	(10)の6 1件40,000円未満の諸費用の支出に関すること。

## 横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和47年8月）（抜粋）

### 第2 別表第1に関する事項

#### 5 予算の編成及び執行に係る事項

(11) 局長(17)、部長(12)、課長(10)の6における「諸費用の支出」とは、他の項目に該当しない費用の支出をいい、1節報酬(予算規則第18条第2項の規定の適用のあるものを除く。)、5節災害補償費(地方公務員災害補償法の適用を受けない職員に係るものに限る。)、8節(パートタイム会計年度任用職員及び総務局長が定めるものの通勤に係る費用弁償を除く。)及び9節交際費の執行として行うもの等がこれに当たること。

この点については、出張を行うこと自体は上記2(2)アで確認したとおり副市長により出張命令が適切に決裁されていることを踏まえれば、後続の手続に対する影響は限定的であり、本件職員への旅費の支給金額に影響するものでもないことから監査対象事項に直接関連するものではありませんが、制度の適正な運用を求めます。

#### ウ 支出命令

本件出張に係る支出命令の手続について、横浜市事務決裁規程に定められる決裁権者により決裁されており、適正に行われていることが認められます。

#### (2) 本件出張に係る精算の手続について

##### ア 事務手続について

旅費手引きによると、旅費の概算払を受けた場合で、精算残金があるとき、航空機を利用したとき又は宿泊料を支給したときのいずれかに該当する場合は、復命書とは別に、概算払金の精算に係る報告書を作成し、精算を行うこととされています。このため、本件出張については精算残金があるため精算手続が必要であることが認められます。

本件出張に係る精算について、横浜市事務決裁規程に定められる決裁権者により決裁されていることが認められます。

一方、上記2(2)エで確認したとおり、手続に不足するところなどが見受けられます。これを整理すると、次の表のようになります。

会計規則等から想定される処理	本件旅費について行われた処理
<p>前渡金の精算 (前渡金管理者の処理。旅費については、領収書等を当該経費の前渡金管理者が保管することをもって、前渡金の精算に代える。)</p> <p>§ 会計規則第 47 条 § 会計事務要領 第3章 出納 第3節 支出</p>	<p>行われていない。 (前渡金管理者が職員に対して旅費を支給した際に前渡金としての精算を行うべきところ、精算残金の戻入の手続として行われている。一方、旅費を受領した職員の押印がある「旅費請求書（兼領収書）」が添付されている。)</p>
<p>概算払の精算 (概算払を受けた者の処理。旅費の場合、精算残金があるとき、航空機を利用したとき又は宿泊料を支給したときのいずれかに該当する場合、精算を行う。)</p> <p>§ 会計規則第 50 条 § 旅費取扱いの手引き 9 旅費の精算</p>	<p>行われていない。 (前渡金としての精算と合わさったような形の精算が行われている。)</p>
<p>精算残金の戻入 (精算残金がある場合は、精算の決裁後に戻入納付書を発行（印刷）して、速やかに、相手方に交付。概算払を受けた者が、納付書により戻入)</p> <p>§ 会計規則第 50 条 § 会計事務要領 第3章 出納 第3節 支出</p>	<p>本件職員が納付すべきところ、本件職員の職場が本件職員の親族から精算残金を受け取り、前渡金管理者が納付している。</p>

これらをまとめると、本件出張の旅費に係る精算は、性質的には概算払金の精算で行うべきところ、前渡金の精算の手続と一部混同して行われたものと推測することができます。正しい事務処理としては、前渡金については会計規則第 47 条の定めに基づき精算を行い、概算払金については会計規則第 50 条の定めに基づき概算払金の精算として別に処理を行うべきです。

なお、会計規則第 47 条第3項に「前渡金管理者は、精算残金があるときは、速やかに、これを戻入しなければならない。」とありますが、これは、本件職員等に旅費として前渡金を払い出す段階の話であるため、本件では前渡金は全額払い出しているため戻入は生じていないと考えられます。そして、この誤りがあるため、概算払をした旅費の精算残金の納人が、本来であれば本件職員となるところ、誤った形となっているものと考えられます。

また、戻入（納付）については、本来であれば精算の決定（決裁）後に市から戻入義務者に通知をするのですが、起案文書には、領収印が押された納付書の領収書

(納人保管用)が添付されており、決裁前に納付を行っていると考えられます。なお、正しい手続として、精算の決裁後に発行された納付書により本件職員が納付した場合、領収書は職員本人の保管すべきものとなるため、予算執行課では受入済通知書を保管すべきものです。

そのほか、納付書兼領収書について、起案に添付された案と実際に使用されたものが異なっており、案としては納入通知書兼領収書が添付されていたことが認められます。

本件出張に係る精算については、上に指摘したとおり、事務手続としては複数の誤りが認められます。しかし、これらの誤りは、本件職員への旅費の支給金額や返戻により横浜市に収納される金額に影響するものではないため、監査対象事項に直接関連するものではありません。

#### イ 精算の考え方について

上記2(4)で確認したとおり、旅費支給規程第5条には、出張命令取消等の場合における旅費の定めがありますが、払戻手続を行わなかった場合や、変更又は取消ができなかつた場合のキャンセル料等の扱いについては明文の定めがありません。

制度所管部署である総務局労務課に確認したところ、本件職員が払戻手続を行えなかつたことはやむを得ない事情であるとして監査対象局が予約のために使用した額をキャンセル料等として支給してよいと判断したことについて、不適切な扱いには当たらないとのことでした。

一方で、普通地方公共団体の職員の損害賠償責任は、法第243条の2の8に定められており、「(前略)資金前渡を受けた職員(中略)が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券(中略)を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。(以下省略)」とされています。

#### 地方自治法(抜粋)

##### (職員の賠償責任)

第243条の2の8 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失によ

り法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

この考え方を踏まえて本件を検討すると、資金前渡を受けた本件職員が急きょ、私傷病により入院したことを責めることはできず、また、本件職員に対し、この入院期間中に払戻手続を行わせることもできません。そうすると、出張命令が取り消された時点であれば払戻しを受けられたとしても、本件職員が故意又は過失によりこれを怠ったと取り扱うことは適当ではないと考えられます。したがって、本件職員が払戻手続を行えなかつたことはやむを得ない事情であるとして予約のために使用した額をキャンセル料等として支給してよいとする取扱いは、明文の定めがないものであっても、旅費規程や、資金前渡を受けた職員の賠償責任といった法の考え方と比して支給の根拠を欠くとまでは言えず、旅費を支給したことは違法又は不当な財務会計上の行為ではありません。そして、旅費の支給が違法又は不当でないのであれば、当然に、市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

#### 4 結論（棄却）

以上のことから、本件出張に係る旅費の支出等の手続のうち特に精算について事務的な誤りが見られたものの、本件職員に資金前渡された旅費について制度に反して支給された事実及び返還を怠っている事実は認められませんでした。したがって、市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

#### 5 意見

一般に旅費は、公務員が出張等を行った際に支出した経費に充てるために支給される金銭であり、いわゆる実費弁償の一種と考えられます。旅費の取扱いに際しては、公務のため旅行する公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに公費の適正な支出を図ることが求められます。

そのため、旅費支給に係る規程等の定め及び概算払による資金前渡を受けた際の精算等について、次のとおり意見を付します。

(1) キャンセル料等について旅費支給規程に定められているところではありますが、本件

のような不測の事態が発生した際にも各所属において滞りなく対応できるよう、旅費の支給の定めや考え方について、制度所管部署が適切に示すことがより望ましいと考えます。

(2) 支出の意思決定に関わる職員においては、資金前渡や概算払の適正な事務処理に努めるとともに、事務手続の誤りについては再発防止を図り、なお一層の努力をされるよう求めます。また、制度所管部署においては、制度やシステムの改定・更新等により取扱いが変わる際には、各所属において誤りが生じないよう、適切に事務手続等について示すことがより望ましいと考えます。

## 6 判断の根拠とした書類

### (1) 監査対象局提出分

ア 見解書

イ 令和7年12月10日監監第785号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

ウ 令和7年12月25日監監第833号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

### (2) 総務局労務課への調査分

令和7年12月25日監監第834号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答

## 請求の内容

(令和7年11月25日受付 住民監査請求)  
※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

### <請求の要旨>

#### (1) 事案内容

ア 脱炭素・GREEN×EXPO推進局長は、令和7年4月30日の正規の勤務時間に大阪市西区夢洲中に所在する大阪・関西万博の会場視察をする計画を立て、横浜市会計規則第43条第1項第8号に規定する乗車券の資金前渡について、前渡金管理者である脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課長に公金を支出させました。

(脱G第119号令和7年4月23日)

イ それを受け、JR東海道新幹線の乗車券及び指定席特急券を4月25日に事前購入し、大阪メトロ乗車券分は、事前購入できないため、現金で所有していました。

ウ ところが、本人の私的な都合で視察を行いませんでした。

エ 当然に、横浜市会計規則第47条の規定に基づき精算を受けないといけないところ、市に返還したのは、旅費の日当分の3,000円と大阪メトロ乗車券往復分の860円(430円×2)だけでした。

(資料ー1 旅費請求書兼領収書)

オ JR東海道新幹線の29,580円の返還をしていない事実があります。

カ 乗車券の場合、新横浜ー新大阪間の営業距離から4月30日から5月7日まで有効であり、事前購入した4月25日以降、5月7日までなら往復それぞれ手数料220円をJRに支払えば、払戻し可能です。

キ 特急券は、4月28日までなら340円の手数料の支払い、4月30日の視察当日であるなら出発時刻までなら、額面の30%の手数料を支払えば払戻可能です。

ク カ、キを履行すれば、本人都合による旅行中止であることからして、それら手数料分を本人が負担するだけで、資金前渡された公金29,580円の返還が可能であったところ、それを怠ったものです。

#### (2) 財務会計上の不当行為

横浜市は、29,580円の損害をこうむったのは明らかであり、市長は、当該局長に対して、地方自治法第243条の2の8第1項前段の資金前渡を受けた職員が過失により、JR乗車券等の現金化を怠っていることから、損害賠償請求をしなければなりません。

#### (3) 市長に対する勧告事項

市がこうむった損害 29,580円を当該局長に対して返還せよ。 (原文ママ)

(※事実証明書等は省略)

## 見解書

令和7年12月19日 脱炭素・GREEN×EXPO推進局

## 1 結論

本件、職員に対する出張旅費の支出に関する住民監査請求による措置請求については、棄却するとの監査結果の決定を求めます。

## 2 出張命令から旅費精算までの経緯（役職は当時）

- (1) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局長 [ ] (以下「[ ]」という。)は、令和7年4月23日(以下、年表示のない日付は全て令和7年である。)、副市長から、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、会場運営や輸送、暑熱対策などの対策の検討のため、大阪府大阪市此花区夢洲中で開催中であった大阪・関西万博の会場視察を目的とした、4月30日の当該地への出張を命じられた。
- (2) (1)の出張にかかる経費については、GREEN×EXPO 2027の推進を所管する脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部 GREEN×EXPO推進課(以下「GREEN×EXPO推進課」という。)が負担するものとし、同課職員が、4月23日、当該旅費の執行及び支出について起案し、同日、同課課長の決裁を得た。当該旅費の額は、乗車券及び指定席特急券(以下「指定席特急券等」という。)の代金、大阪メトロ乗車券の代金並びに日当(10割)とし、出張者[ ]に全額を資金前渡するものとした。なお、前渡金の総額は33,440円であり、その内訳は、指定席特急券等の代金29,580円、大阪メトロ乗車券の代金860円及び日当(10割)3,000円であった。
- (3) [ ]は、4月25日、GREEN×EXPO推進課の前渡金管理者から前渡金を受領した。
- (4) [ ]は、4月25日、(3)で受領した前渡金のうち29,580円を用いて、指定席特急券等を事前購入した。購入した指定席特急券等は、[ ]が保管していた。
- (5) [ ]は、視察前日である4月29日夕方から体調不良となった。
- (6) 4月30日の朝6時頃、脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部総務課(以下「総務課」という。)担当係長が[ ]の家族から、[ ]の体調不良と出張の取止めについて電話で連絡を受けた。続けて、同日11時頃に、緊急入院した旨の連絡を受けた。また、同日15時頃に、当面、大型連休中の5月6日までの休暇取得、休養を希望する旨の連絡を受けた。
- (7) 総務課は、この連絡を受け、4月30日、出張命令の取消及び休暇取得について副市長の承認を受けた。
- (8) 大型連休最終日の5月6日、脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務部長は、[ ]に電話で状況の確認を行い、医師の判断として入院を継続することとなり、予定していた連休明け翌7日からの出勤はできない旨の報告を受けた。この際、[ ]は、指定席特急券等の払戻しなど事務的な対話をすることは困難な様子であった。また、この時点では、体調不良の詳しい状態や今後の見通しについて明らかではなかった。
- (9) その後も入院が続く中、5月12日、総務課は、[ ]から急性期病院から回復期病院に転院した旨の連絡を受けたので、5月14日、総務課担当係長が[ ]へ電話した。その際、出張の取止めにより使用しなかった指定席特急券等の送付と、不要となった大阪メトロ乗車券の代金

及び日当（10割）に当たる計3,860円の返金が必要であることを伝えた。これに対して、■から、「事務的な用件は家族と話してほしい」との申し出があり、■の家族を紹介され、用件を伝えた。なお、指定席特急券等については、この時点で払戻可能な期限（指定席特急券について4月30日出発時刻、乗車券について5月7日）を過ぎており、払戻しできないことが明らかであったため、使用しなかった券の送付を求めた。

- (10) 総務課は、5月16日に、■の家族から、(9)の券及び現金を受領した。
- (11) GREEN×EXPO推進課 前渡金管理者は、総務課から、(10)の券及び現金を受領し、5月19日、戻入及び精算手続を行った。

### 3 事前購入した指定席特急券等

#### (1) 購入日

4月25日

#### (2) 購入券

##### ア JR 乗車券

乗車区間： 横浜市内～大阪市内（往復）

有効期間： 4月30日～5月7日

購入金額： 17,160円

##### イ JR 指定席特急券（券面表示：新幹線特急券）

乗車車両： 指定席車両（のぞみ号）

乗車区間： 新横浜～新大阪（往復）

有効期間： 4月30日

出発時刻： 往 7時6分（のぞみ7号）／復 16時39分（のぞみ170号）

購入金額： 12,420円（片道6,210円×2（往復））

#### (3) 購入総額

29,580円

#### (4) 購入場所

JR 関内駅

### 4 事前購入した指定席特急券等の払戻規定

東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の旅客営業規則による払戻条件及び払戻しにかかる手数料は、次のとおりである。

#### (1) 乗車券

払戻条件： 使用開始前で有効期間内

手数料： 220円

#### (2) 指定席特急券

払戻条件： 出発日の前日から出発時刻まで

手数料： 30%、ただし最低340円

※本件の場合に該当しない部分は省略している。

### 5 払戻手続を執らなかった理由

指定席特急券については、[REDACTED]は、視察前日である4月29日に体調不良となり、翌30日午前中に緊急入院したことから、払戻期限である同日の出発時刻（7時6分、16時39分）は、[REDACTED]本人が払戻手続を執ることができない状態であったため。

また、乗車券についても、払戻期限である5月7日は急性期病院に入院中であったことから、[REDACTED]本人が払戻手続を執ことができない状態であったため。

## 6 請求人の主張への見解

請求人は、「乗車券の場合、新横浜ー新大阪間の営業距離から4月30日から5月7日まで有効であり、事前購入した4月25日以降、5月7日までなら往復それぞれ手数料220円をJRに支払えば、払戻し可能である」と主張している。

また、「特急券は、4月28日までなら340円の手数料の支払い、4月30日の視察当日であるなら出発時刻までなら、額面の30%の手数料を支払えば払戻し可能である」と主張している。

そして、請求人は、これらを履行すれば、「本人都合による旅行中止であることからして、それら手数料分を本人が負担するだけで、資金前渡された公金 29,580円の返還が可能であったところ、それを怠ったもの」であり、本市が損害を被ったとして、本市は[REDACTED]に対して、「損害賠償請求をせねばならない」と主張している。

これらの請求人の主張に対して、当局としても、仮に出張の取止めが事前に決められていたとすれば、また、本人が払戻手続を執ることが可能であれば、払戻手続を執った上で、返還された払戻金を前渡金管理者に返金すべきであったものと考える。

しかし、[REDACTED]は、体調不良となり当該出張を取り止める4月30日までは、予定どおり出張を行うものとしていたため、指定席特急券等の事前の払戻手続を執る理由はなかった。また、出発日である4月30日に緊急入院しており、乗車券の払戻期限である5月7日も急性期病院に入院中であったため、[REDACTED]本人は払戻手続を執ることができない状態であった。

以上のことから、払戻手続を執らなかつたことについて、[REDACTED]に故意又は過失は認められず、本市が[REDACTED]に対して損害賠償を請求する理由は無い。

したがって、本件措置請求については、本市に当該措置をとる理由がないため、棄却することが妥当であると考える。

以上

## 陳述の概要

(令和7年11月25日受付 住民監査請求)  
 ※請求人及び関係職員による陳述の概要  
 ※氏名等は不表示処理をしています

### 1 請求人の陳述

#### ○ 請求人

2027年3月から横浜上瀬谷で園芸博覧会が行われます。その事業を担当している副市長が、いろいろ課題がございまして、それを令和7年3月から始まっている大阪関西万博の会場に見学をしながらという感じで状況を視察することになりました。

どういう課題があるのかといえば、特に交通アクセスが問題になっております。それは相鉄瀬谷駅から上瀬谷まで距離が2キロあるんですけれども、当初は鉄道を延長させようという計画がございましたが、それに賛同する鉄道会社がいなくて、それじゃという形で瀬谷駅と三ツ境駅、JR横浜線の十日市場駅、東急電鉄の田園都市線の南町田駅からシャトルバスを増強して運行するという形になるんですが、使う環状四号線というのは、市民も生活道路として使っていること也有って、かなりの渋滞が出るんじゃないかなということで、今は高架橋を作ったり、いろいろ算段をしているところでござります。そして徒歩で行くとなると、2キロを歩くとなると、かなり普通に歩いて30分、子供連れだと40、50分かかると。しかも夏の暑い盛りに行いますんで、暑さ対策をどうするのか、この大きな二つの課題がございまして、先行する関西万博を視察見学するという形になりました。

副市長が出張に行くときには、ここ桜木町の8階にある政策経営局の秘書課というところに、副市長専属の秘書として担当係長がおられまして、彼が新幹線の移動だとか、現地でのサポート、それを秘書的な役割で随行するという形になってございます。そして、今回の所管が脱炭素・GREEN×EXPO推進局ということでございまして、そこの局長が現地で合流するということと、局の職員5名が合わせて、万博会場で実際の状況を見学したり、副市長に説明をしたり、そういう対応をするということで、総勢8名が、5月の連休の真っただ中の4月30日に日帰りで出かけるということになりました。

当然その出張の旅費とかが必要になりますので、副市長と局長は、地方自治法施行令第161条及び横浜市会計規則の43条の8項に基づいて、JRのチケットだとか、そういう鉄道を購入するための資金を4月23日に起案しまして、資金前渡でもってお金を預かって、4月25日に前渡金管理者としてGREEN×EXPO推進課長に公金が入金され、JRのチケット等を購入するという形になって、この2名がそれであらかじめJRのチケットを手配しましたと。で、残りの方々は資金前渡をしないで自分のお金でチケットを購入して、後でその金額を公金でいただきなきやいけないんで、支出命令書を書いて、実際旅行したのは4月30日なんですけれども、お給料と一緒に振り込まれたのが、6月の、まあ2か月ぐらい後になってお金が振り込まれたという形になってございました。

それがきっかけなんですけれども、実際に4月30日になって局長が万博会場に行けなくなつたということになりました、そうしたらお金を預かっていて、チケットを購入しているんで、その分を返還しなきやいけなくなると、これはあの資金前渡というものは、いわば預かり金のようなものであつて、もしその旅行をしたとしても、その後で必ず精算というのがあるんですよ。だからその精算をやらなきやいけないですけれども、その精算というのは、旅行が終わった後、用件が終わった後、14日以内にしなければいけない。ところが、それよりも遅くなつてしまつたと。で、かつ決裁が下りたのは6月になってからだということで。これは私が行った開示請求で判明したんですけども、これ

はどうもそういう現金の取扱いが少しおかしいんじゃないかということで、その後、根掘り葉掘りこう調べてみましたら、やはり、なぜ急に行けなくなったのか、その辺の事情がよくわからないまま、下手をするとそのまま、ほうたらかしになっていた可能性もあるんですけども、なんとか、精算しなきやいけないから時期が遅れたにしろお金は返しましたと。

返したお金は何を返したかといえば、鉄道のJRの方は返さなくて、旅費には日当が出るんですけども、局長の場合は1日3,000円、これはお昼代とかですね、雑費、それを含めて定額で出るんですけども、それを返したということ。あと、新大阪駅から万博会場までの地下鉄を乗るんですけど、それは事前に予約もできないということもあって、その往復分だけを返したということになると、じやあ、JRの約29,000円分あるんですけども、それを返さなかつたのは、それはおかしいんじゃないかということで、今回の住民監査請求になったんだということでございます。

なぜそういうふうになってしまったかというのをいろいろ考えてみると、払戻しというのは当然あるんですよ、JRのチケットでも。例えば、出発日の4日前以上であれば手数料220円だとか、新幹線の指定席のチケットも30%とかそれぐらいの手数料を取られるんですけども、払戻しもできるんだと。ただ、指定席の場合はその日をその時刻を過ぎちゃうと払戻しもできないとか、そういう制約があるんですけども、局長の御家族の方とか、御本人も都合をつけてですね、JRのみどりの窓口に行く必要がなくて、例えば根岸線でも近くの根岸駅だとか、普通の、みどりの窓口のないところでも、指定席発券機というのがございまして、そこで自動的に払戻しもできるという仕組みになっていて、少し足を伸ばせば、本人負担額は少し少なくなった状態でその29,000円が返せたんじゃないのかと。なぜそれをしなかつたのかというのが非常に疑問なところがございました。

追加証拠で提出はしたんですけども、その中で考えてみると、どうも局長が一番トップなんで、立場的には理事相当職で非常に一番偉い人だから、下の方があれこれこうサジェスチョンができなかつたんじゃないのと。で、こんな形になっちゃったんじゃないのというような思いがありまして、追加証拠というのでお出ししました。

何を言いたいのかといえばですね、局長の場合はもらった、預かったお金で、桜木町でチケットを購入したんじゃなくて、関内で購入をしているんだと。なんでそんなところで購入したかわからぬい、どこで居住されているかわからないんですけども、普通考えたら桜木町なのになんでだろうなというのが、ふと疑問になって、同時に行こうとしていた副市長さんの旅費請求書を開示請求で手に入れてみたら、普通は大阪方面の東海道新幹線を使う場合は、最寄りの駅というのは新横浜であるはずだと。ところが、副市長の場合は小田原から乗っていると。わざわざ根岸線と東海道本線を使って小田原まで行って乗っていると。多分、議員の方だと行政視察で新幹線使われることがあるんですけども、それも全部、新横浜から出ているのになんでなんだというのが大きな疑問になっていましてね。で、今お話しした秘書の係長さんの方の旅費請求書、これも資料4番にありますけども、これも出発の往路は小田原だと。で、帰りは副市長と一緒にしないで、のぞみ号で新横浜に戻ってきているということで、どうも本当に、秘書と言いながら行きはそういう仕事をしているのかもしれないけれども、帰りは違った帰りで帰っているんだなというふうなこともございました。

そして議員さんがやっている行政視察では、議会局の随行員もグリーン車に乗っているんですけども、この係長さんは秘書でもあるにもかかわらず、グリーン車に同乗していないと。これなんでだろうというのがね。私も議員さんの行政視察の開示請求もいろいろやっているんですけども、本物の秘書さんがなぜ接遇しないのかと。副市長さんには。いろんな先々あの相手方の状況とかの説明とか

もしなきやいけないのに、なぜ乗らないのかなというのが、不思議だなというふうに思っておりました。

そして先ほども申しましたが、秘書さんと随行員の方、5名については、自分のお金で立て替えて、JRのチケットを購入したり、いろいろしていて、2か月後にお給料と一緒に戻ってきたというふうなのが、本当に御本人にとっては負担じゃないのかなと。なぜ資金前渡をね、その費用をもらって行かなかったのかというのが、一番また不思議なところだと。なんでこんなことになっているのかというのも先々また追求しなきやいけないなとは思ってはいるんですけども。この旅費に対する対応が、そういう理事の方だとか、常任特別職の副市長さんには、ちゃんと資金前渡で先にお金を払って、そうじやない方々は自分で身銭を切らせて、チケットを買わせて行かせているのかというふうなのがね、市民の目からしたら非常に違和感があるなというふうに思っておりました。

そして、ちなみに局長がなぜ急にいけなくなったのかというのが不可解だなということで、開示請求で出退勤管理簿というのを開示請求してみたところ、局長は令和7年4月から異動されてきているんですけども、その管理簿の中に米印がついていますと。この米印というのは、本来は御本人が貸与されているICカード、それを出退勤カードリーダーにかざして、御自身がやらなきやいけないのをやらないで、出退勤カードじゃなくて普通の庶務事務システムで手入力で入れていると。それを本人がわざわざ機械を動かしてやっているのか、局長さんには多分、秘書的な方もいるかもしれないんで、例えば総務課の係長とかが代わりに入れているのであるとすると、それじゃあこの出勤簿と退勤簿が本当に合ってるかどうかかもわからないなとかね。

あとこれを見てみると、令和7年4月なんですかねでも、休暇とかそれが非常に多いと。まあお忙しいので、こうなのかどうかわかんないですけども、月あたりの出張の時間なんかたった5時間位が1回位で、それ以外はどうもお休みが多いなということも気がつきました。そして、4月30日は出張日だったんですけど、その前日、まあ休日になっているんですけども、その前の28日もなんかお休みなのか振替なので休んでおられたということもあって、どんな事情で行かれなくなったか分からんんですけども、出退勤管理簿を見ると、今私がお話しした近所のJRの駅だったらどこでも指定席発券機があって、みどりの窓口で並ばなくても簡単にできるのに、なぜそれをしなかったかというのが不思議でたまらないというところなんです。

実際、服務規定から言いますと、本人がやらなきやいけないのをもし他の人がやっていると服務規定違反であろうし、なぜそういうことをしているのか。まああの一番偉い方だから、総務課のそういう秘書的な仕事をしている人が気を利かせたのかわからないんですけども、やはりこういうところもちゃんとしていかないと、よろしくないんじゃないかなというふうに思っている次第でござります。

まとめますとですね、いろんな結果があるかもしれないんですけども、少なくともこの29,000円は、本人の都合でもし行けないんであれば返さなきやいけないし、例えば、市が違う公務を指示をして行けなくなったのであれば、当然返す必要はないわけですよね。あとそういう不可抗力的な事件で行けなくなったんだったら、返さなくてもいいかも知れないんですけど、本人の都合であるんであれば当然返さなきやいけないなというふうに思います。で、もう一つ最後に付け加えたいんですけども、副市長の方も資金前渡で、実際に彼は万博会場に行かれましたと。で、戻ってきた場合に先ほどもお話ししましたが、公金を預けた形になっているんで、例え残金がなくても精算手続はしなければいけないんですよ。残金ゼロという手続をしなきやいけないです。

それをしてないんじゃないかということを担当のGREEN×EXPO推進課の方に話をしましたら、いや残金がゼロだからやらないんですというのを軽く言われたんですけど、よくあることは日当なんですが、相手方の万博の担当者がお昼ご飯を御馳走したりなんかした場合は、日当を半減しなきゃいけないんですね。で、それは本人しか知らないというか関係者しかわからないんですけど、ま、本人はちゃんとそういうことになりましたっていいたら半減する手続しなきゃいけないんですよ。それが精算なんですけどね。最大預かったものに対して、それで減額されるようなケースも十分起こり得るんですけど、まあそれも何も考えないで手續を怠っていましたということになると、それもおかしいねと。

実際港湾局の例があるんですけど、海外出張を前渡金で受け取って精算をしなかったと。私がそれを指摘して調べたら、やはり残金ゼロでもしなきゃいけないということで、2年後に精算の手続をしたということもあって、今回どうもあのGREEN×EXPO推進課というか、この旅費を担当したところがそういうルールも知らないんじゃないのかなというのがございましてね。まあ、今回これを機に旅費支給手続というのは何なのかというのを、一から勉強し直した方がいいんじゃないかというのを最後に伝えさせていただきたいと思います。以上。

## 2 関係職員の陳述

### ○ 関係職員

それでは、見解書を用意いたしましたので、それを読み上げる形でご説明させていただきます。  
よろしくお願ひいたします。  
(「別紙2 見解書」に基づき陳述)

## 3 監査委員から関係職員への質問

### ○ 前田監査委員

局長の体調不良とか入院は、見解書を見る限りだと5月7日まで、なかなか大変な事情があったということなんですかけれども、客観的資料とかは確認されたりとか、体調不良とか入院とかですね、されてますか。

### ○ 関係職員

病気休暇を取得するために診断書をもらっておりましたので、客観的資料に基づいた事実として確認をしております。

### ○ 前田監査委員

乗車券の払戻しが問題になるんでしょうけれども、5月7日まで、とてもではないけれども、そんな事務手続を取るような、まあ体調ではなかったというのは、そういう診断書で確認されたということですか。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

それから、12月19日に請求人から追加証拠申出書というのが出されていまして、見解書はそれを踏まえていない部分があるとは思うんですけども、そういう意味では今お答えになれるかどうかを含めてご検討いただいた上での質問ということになりますけれども、追加証拠申出書の、本件には関係ない話が出ているとは思うんですが、どうも局長が出退勤カードリーダーを通さないで出退勤の管理をしていたように、請求人はそう主張するんですけども、これについてはどうですか。

○ 関係職員

はい。出退勤時刻の欄にアスタリスクのマークが記録されているということは、職員証による出退勤カードリーダーを通してないというところになりますが、総務課の職員で管理をしておりまして、その時刻を記入しているというところでございます。

○ 前田監査委員

局長であれば常にこういう方法がとられているんですか。カードリーダーを通すだけだったらそれほど手間とは思えないんですけども、局長の場合はそういう扱いを横浜市ではやっている、そういうことですか。

○ 関係職員

他の人においてはどのように扱っているかというのは存じ上げませんが、この出退勤時刻管理簿において、その登録されることに関しては、総務課の職員が入力しているというような状況にございます。

○ 前田監査委員

そのカードリーダーを通す、それほどの手間じゃないと思うのですけれども、どうしてしていないんですか。

○ 関係職員

この時はですね、例えば出勤してすぐにですね、対応しなければならない事案があったとかですね、そういうことがございましたので、そのような手続をとったというところでございます。

○ 前田監査委員

この資料を見ると、4月は全部そうなっていますよね。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

3月はどうだったんですか。3月も同じだったんですか。

○ 関係職員

3月においてはちょっとすいません。今資料がございませんので確認ができません。

○ 前田監査委員

要はカードリーダーを使用するのが原則なのか。例外なのか。それはどっちですか。

○ 関係職員

出退勤カードリーダーを通すことが原則だというふうに承知しております。

○ 前田監査委員

そうすると例外的な扱いがもう常態化しているってことですか。

○ 関係職員

例外的な扱いにはなりますけれども、局長の勤務の状況等を鑑みて、その場でこのように対応したというところでございます。

○ 前田監査委員

さっきの質問に戻りますけれど、カードリーダー通すっていうのは、そんな手間でも何でもなくて、入口に入った段階でやればいいものを、なんで全部わざわざ、他の職員に命じて手動でやるのか。結局その命じられた職員の手間が発生するわけですけれども、どうしてこういうことが行われていたんですか。

○ 関係職員

理由については申し訳ございませんが、ちょっと今、私の方では存じ上げていません。

○ 前田監査委員

今の段階で答えるっていうのは無理難題だと思うんですけども。あとで、その点について説明するとかは可能ですか。

○ 関係職員

経緯も含めまして、確認をさせていただければと思います。

○ 前田監査委員

まあ今ちょっと質問したのは本件請求とは関係ない話ですけど、監査委員っていうのはまあ一応、請求とは関係なしに監査可能なんで、お聞きしただけですので、もし改善の可能性があるならば、前向きに対応していただけますでしょうか。以上です。

○ 高品監査委員

先ほど請求人からいろいろ質問が出たんですが、その中で、行きは小田原から乗車しているとか、そういう事実は御存知なんですか。新横浜からの切符を買ったんですよね。

○ 関係職員

いえ、あの切符は小田原から。

○ 高品監査委員

小田原からなんですね。本人からそこからしてくれっていう話が出て。

○ 関係職員

はい。

○ 高品監査委員

秘書はグリーン車は利用していないということですが、ルールでは秘書もグリーン車を利用するところになっているんですか。

○ 関係職員

本市のルールではですね。労務課に確認しましたけれども、随行がですね、同席する必要があればグリーン車なんんですけど、基本は、一般職員は普通車に乗るというのが通例です。

○ 高品監査委員

さっき話も出たかと思いますが、資金前渡させた理由っていうのは本人から要望があったっていうことですか。

○ 関係職員

そうですね。計画的な旅行の実行ということで。

○ 高品監査委員

市のルールだと、本人が立替払して、後で精算するっていうルールになっていますよね。上の人には、そういうのは例外になっちゃうんですか。

○ 関係職員

本人がそういう要求だったので、そういう対応をしたと。

○ 高品監査委員

そうですか。それは誰でも理由を付ければ認められるんですか。

○ 関係職員

はい。理由があれば。

○ 高品監査委員

ほかにやっている人もいるんですか。資金前渡してくれと。

○ 関係職員

全てのケースは私どもでは把握していません。今回は、なかつたと。

○ 高品監査委員

あと、みどりの窓口で購入しなかったのはなぜかという御質問がありましたね。請求人から。

○ 関係職員

桜木町駅で購入しなかったのがなぜかという質問だと思うんですけれども、払戻しはみどりの窓口ですとか、みどりの窓口がない駅でも可能であったというような御指摘だったかと思います。

○ 高品監査委員

副市長の話がありまして、残金ゼロだったから精算していないっていう話ですが、これは残金ゼロの場合は、精算書は書かなくていいということですか。

○ 関係職員

その点は後で確認します。

○ 高品監査委員

お昼代は他の人が払ったんですか。日當の中にお昼代は入っていて、本人は先にもらっているわけですよね。

○ 関係職員

副市長は出張に行っているので、日當は受け取っていて、お昼代も含めた現地での活動のための費用が日當です。

○ 高品監査委員

請求人の質問は、お昼代は地元の人が負担したんでそれを返さなきやいけないっていうことは。

○ 関係職員

請求人の御質問は、そういういたケースもあり得るので、精算が必要なのではないかという御質問だったかと思います。今回の件について、副市長が、その日當の中から昼食代を支弁したのか、現地の方からそういう昼食の提供を受けたのかということは、今現時点では手元の資料ではわかりませんので、改めて確認をいたします。

○ 高品監査委員

以上でございます。

○ 瀬之間監査委員

局長の件ですが、4月30日の朝6時に担当係長が局長の家族から体調不良の電話連絡を受けたというふうにここに書いてあるんですが、この時点で担当係長は、旅費の返還の件ですとかね、そういうことに気付かなかつたんでしょうか。お話をされなかつたんでしょうか。

○ 関係職員

その時は、会話としてはしておりませんが、実際として行かないということになるならば、その返却ということはしなければならないという頭はございました。

○ 瀬之間監査委員

頭はあつたんでしょうけども、次の連絡は5月12日ですよね。かなり期間が空きすぎていると思うんですが、その間、返還する期日も迫ってきている中で返還してもらわなきやいけないっていうような、お伝えをしなきやいけないというような考えはなかつたんでしょうか。

○ 関係職員

電話を4月30日に受けた際もそうですが、非常に切迫した状況だというふうに感じておりますけれども、そのようなですね、事務的な会話

をすることが非常に困難な様子だという判断をしておりまして、5月12日になったというところでございます。

○ 濱之間監査委員

副市長の件なんですけども、小田原からというのは、どういう経緯でなったんでしょうか。

○ 関係職員

本人の自宅などから一番合理的な経路であったと、まあ安くもありますし。

○ 濱之間監査委員

わかりました

○ 麓監査委員

今回の件だけに限らず、請求人の方から、前渡金も必ず精算するものであるというふうなお話があって、港湾局の例などもお話がありましたけれども、局としても、これは必ず今回の件に限らずに、必ず精算するものであるという認識でいらっしゃるということでおろしいでしょうか。

○ 関係職員

今回の御指摘も踏まえて、改めて局内で確認をしてまいります。

○ 麓監査委員

ぜひお願いしたいと思いますし、副市長は行かれたわけですけれども、そちらが精算されているかどうかということは、局ではわからないという状況でしょうか。

○ 関係職員

精算は、まず前渡金の精算はしているんですけども、返還のお金があったものについて精算をしているということで、副市長については返還されるものがないと、予定どおり、計画どおり出張して全て消費しているので精算という形をとって、その金額を入れた形のゼロ円の精算というのはしてないと。

○ 麓監査委員

わかりました。今、部長からお話があったように、局としても一度確認をするということでございましたので、市民の方から疑義が持たれないような状況がきちっと作り出されればいいなというふうに思っています。

## 4 請求人の意見表明

○ 請求人

まず、局長が、4月29日に急病になったというお話なんですけれども、出退勤管理簿を見てみると、この4月の段階でも振替休暇か何か知らないけれども、午後はずっとお休みだとか、12件ぐらいありますね。なんかお休みが多いんじゃないのと。急病っていうよりか、もともとそういう体調的なものがよろしくなかったんじゃないのというふうなことが見て取れますねと。

それと先ほども申しましたが、みどりの窓口というのが今混んでいるというか、JRの方針で人を減らそうということで、指定席券売機というのを各駅に設けるようになって、誰でも払戻しもできますよと、何も御本人でなくても航空券のような、人が決まっているとか、そういうあれでもないので、誰でも払戻しすることが可能なんですよ。だから、瀬之間委員が質問されたように、御家族に、それじゃあもうあの前渡金渡してるんで、その切符を払い戻してくださいとひとこと言えば、御家族が代わりにやるのが、まあ普通じゃないのと。

それと急病といつても出張する前段階で、スーツの準備だとか、いろんなことをやるわけだから、御家族もそういうチケットを持っているということも認識しているはずなんだから、すぐに対応できるんじゃないかと。だから所管局の、今回の見解書の説明でどうも家族との関係性をしっかり説明していただいてないなというふうな気がします。

それと、出退勤管理簿については、こちらは令和6年4月から全部開示請求で毎月の分を手に入れていますけれども、もう当初からこの庶務事務システムで手入力でやっていると。これはもう毎日毎日ずっと続いているということなんで、それが元々おかしいんじゃないかと。

こちらは他の理事の皆さんのも全部もらっているんですけど、彼らはこういうことはもうほとんどないです。全部ICカードリーダーで出退勤をやっておられて、ちゃんと服務規定上も問題がございませんでした。

そして先ほども申ましたが、この資金前渡の場合は必ず精算をすると。たとえゼロであっても、支出内訳書というものを概算金残高ゼロというので、ゼロはゼロでもゼロというのを並べると、これは議員がやっている行政観察でも全員そういう形になっていて、全て支払額と支出額がバランスがちゃんと取れているというのを証明して、精算というものを議会局が出しています。

今更そういうことを調べてみますというよりか、これはもう確固としたルールなんですよ。前渡金は精算が必ずあるというものはね。だから知らないというわけにもいかないと思いますし、発言されたあの総務課の課長もそうかもしれないんですけども、もともと他の局にもおられたわけで、このGREEN×EXPOは急にできた組織なんですよ。もともと他のところの局の方では、全員がそういうICカードリーダーを使っていて、服務規定をちゃんと順守していると。かつ、先ほども申ましたが、港湾局では、前渡金の場合は精算というのはセットになっていて、2年間忘れたということで、これはコンプライアンスの方に事務ミスだというのと届けろというふうにお話ししています。それとちょっと時間が足りないので書いたものでお送りします。

(※意見表明時間（5分）超過のため終了)